

菊陽町都市公園

イベント利用等の手引き

～行為許可申請の方法・許可基準～

令和7年3月作成

都市計画課・スポーツ振興課

－ 目次 －

1	はじめに	P2
2	手続きの流れ	P2
3	相談窓口	P3
4	受付期間	P3
5	許可申請が必要な行為	P4
6	許可申請のフローチャート ..	P5
7	申請時に必要な書類	P6
8	その他必要な手続き	P7
9	使用料	P7
10	都市公園におけるドローン等の利用	P10
11	法令関係資料	P14
12	菊陽町都市公園一覧表	P18

1 はじめに

菊陽町には、「12菊陽町都市公園一覧表」に定める都市公園があります。これらの都市公園を利用する場合は、自由使用が原則となりますが、イベントの実施等、一時的に独占的な使用をする場合は、使用方法によっては他の公園利用者や周辺住民に著しい影響を及ぼすこともあるため、事前に各公園の所管課の許可を受ける必要があります。

この手引きは、公園内で許可が必要な行為を行う場合のルールや手続きを、広く町民の皆さまに理解していただくために作成したものです。この手引きをご活用いただき、皆さまが公園を使いこなすことで、個性豊かで魅力的な公園が増えることを期待しています。

2 手続きの流れ

1 事前相談

- 行為の目的及び内容について、所管課に相談
- 公園の空き状況の確認 等

2 申請手続き

- 申請書の提出
 - ・有料公園施設使用許可申請書
 - ・都市公園における行為許可申請書、都市公園占用許可申請書 等

3 許可

- 所管課が許可書を交付しますので、受け取りをお願いします
- イベントの参加者募集や開催告知は、必ず許可を受けてから行ってください

4 当日

- 許可書は必ず携帯してください
- 許可書に記載している許可条件を遵守してください

5 後片付け

- 町から貸与されたものは速やかに返却してください
- 必ず原状回復を行ってください

3 相談窓口

スムーズに手続きを進めるために、申請手続きの前に必ずご連絡ください。
毎週火曜日(祝日の場合は翌日)と年末年始(12月29日から1月3日まで)は休館日です。
菊陽町役場は、月曜日から金曜日まで開庁しています。

○菊陽杉並木公園(スポーツ広場及びふれあい広場、総合体育館、テニス場)に関すること

【総合体育館】

〒869-1102 菊陽町大字原水5352番地3 電話:096-288-7885

【菊陽杉並木公園管理センター】

〒869-1102 菊陽町大字原水5326番地 電話:096-349-2533

○都市公園に関すること

【都市整備部 都市計画課 公園係】

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地 電話:096-232-4927

4 受付期間

○有料公園施設使用許可申請書

使用日の属する月の2か月前の月の初日から使用日の3日前までにご提出ください。
ただし、各種大会及び催物等の場合は、使用日の属する月の6か月前の月の初日から申請書を受理します。

○都市公園における行為許可申請書 等

使用日の10日前までにご提出ください。

○都市公園占用許可申請書

使用日の30日前までにご提出ください。

5 許可申請が必要な行為

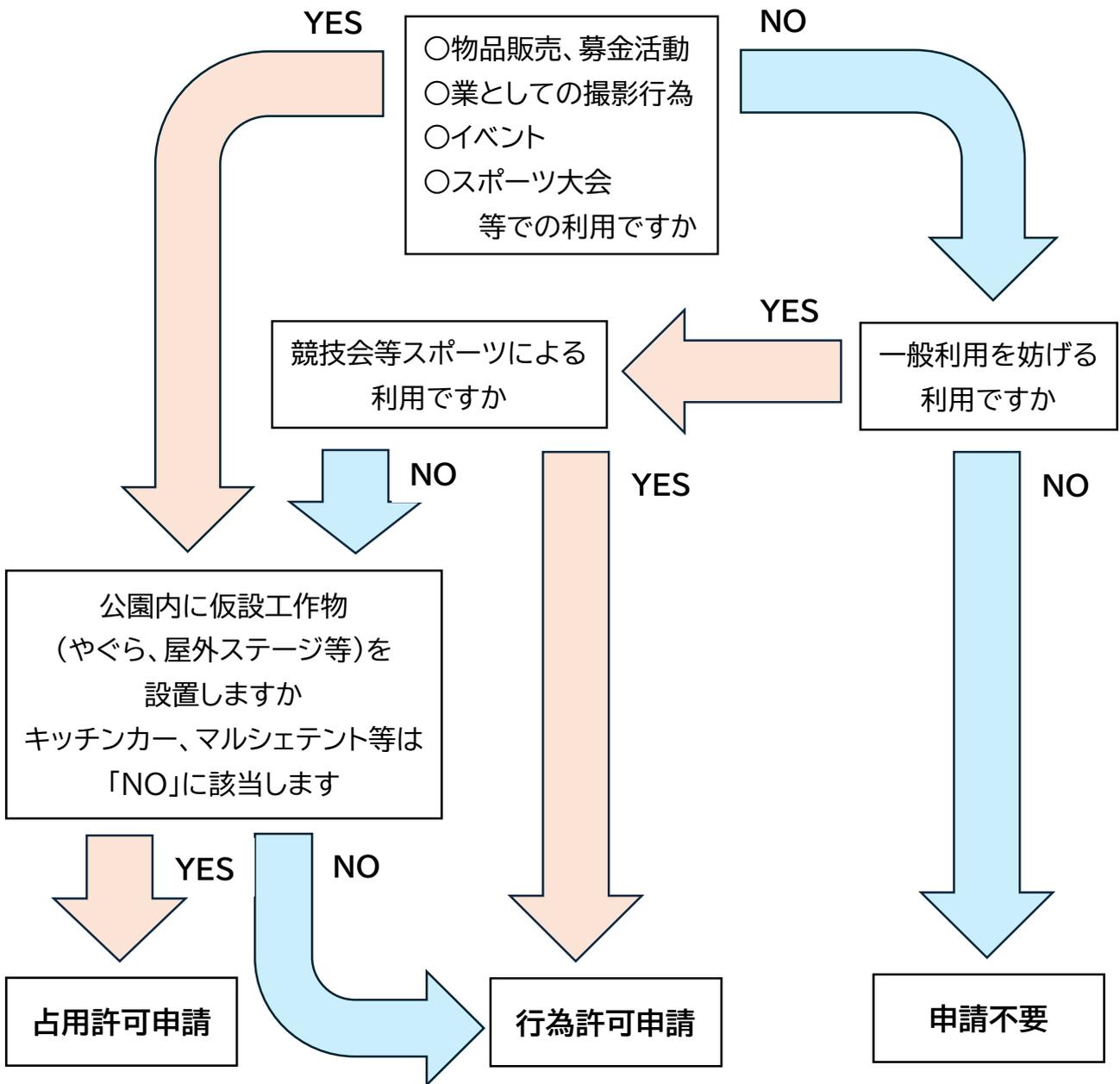
都市公園は、原則として自由に利用できますが、集会やお祭り等、公園を一時的に独占して利用する場合や、テント等を設置してイベントを行う場合は事前に許可が必要です。

<p>許可が不要な行為 (自由使用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具を使った遊び ・散歩、ランニング ・お弁当を食べる ・個人の一般的な撮影 等 
<p>許可が必要な行為</p>	<p>【行為許可申請】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テント、ステージ等を設置しない利用 (例:行商、集会 等) ○業としての撮影行為 (例:CM、テレビ番組の撮影、結婚式の前撮り 等)  <p>【占有許可申請】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テント、ステージ等を設置する利用 (例:やぐらを設置する祭り、 ステージを設置する音楽フェス 等) 

※1 行為許可申請・・・菊陽町都市公園条例第2条に基づく許可申請

※2 占有許可申請・・・都市公園法第6条に基づく許可申請

6 許可申請のフローチャート



7 申請時に必要な書類

公園内で許可が必要な行為を行う場合に、必要な書類は次のとおりです。
行為に伴って、テントやステージ等の仮設工作物を「設置しない場合」と「設置する場合」で、必要な書類が異なりますのでご注意ください。

書類名	様式	備考
行為許可		
占有物を設置しない場合(テント、ステージ等を設置しない場合)		
都市公園における行為許可申請書	別記様式第 2 号	
販売計画書 販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載したもの	任意様式可	行商その他これに類する行為をしようとする場合
趣意書	任意様式可	募金、その他これに類する行為をしようとする場合
撮影計画書 撮影の目的等を記載したもの	任意様式可	業として写真、映画を撮影しようとする場合
使用計画書 入場料金、現場責任者の住所及び氏名並びにプログラム等を記載したもの	任意様式可	興行、競技会、集会、展示会、展覧会その他これらに類する行為をしようとする場合
飛行計画等確認書	様式1	ドローン等を飛行する場合 ※事前に確認してください。
操縦技能確認書	様式2	ドローン等を飛行する場合 ※事前に確認してください。
無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書	様式3	ドローン等を飛行する場合 ※事前に確認してください。
飛行計画図 飛行範囲や離発着陸場所、飛行経路を記載した図面	任意様式可	ドローン等を飛行する場合 ※事前に確認してください。
占有許可		
占有物を設置する場合(テント、ステージ等を設置する場合)		
都市公園占有許可申請書	別記様式第 5 号	
占有物件の構造、占有の位置及び占有面積を明らかにする図面 等	任意様式	

8 その他必要な手続き

イベント開催に伴い飲食物の提供や火気を使用する場合は、関係機関と協議が必要です。必要に応じて、実施日までに手続きを行ってください。

内容	関係法令	協議先	連絡先
食品を提供する場合	・食品衛生法 ・熊本県特定食品衛生条例	菊池保健所	〒861-1331 菊池市隈府1272-10 TEL:0968-25-4135
火気を使用する場合	・消防法 ・菊池広域連合火災予防条例 及び同条例施行規則	菊池広域連合 消防本部	〒869-1102 菊陽町原水7-1 TEL:096-232-9331

※内容によっては、他にも手続きが必要な場合がありますので、申請者でご確認ください。

9 使用料

次に該当する行為を行う場合は使用料が必要です。なお、減免規定に該当する場合は、使用料が免除されます。

(1) 行為許可 ※占用物を設置しない場合(テント、ステージ等を設置しない場合)

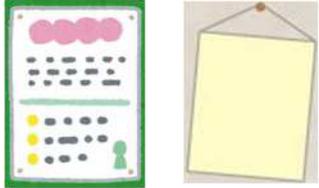
<p>【行商】 店舗を設置せず、徒歩やリアカーで移動しながら行う販売</p> <p>(事例) ・リアカーでのお弁当、パン販売 ・石焼き芋販売、野菜、果物の販売 等</p> 	<p>200円/1人1日につき</p> <p>※1日未満の端数がある場合、1日として計算する。</p>
<p>【募金活動】 公共の福祉に資することを目的とした募金活動 ※募金以外にも、物品等を募って集める行為も可能</p> <p>(事例) ・被災地への支援を目的とした募金活動 ・日本赤十字社による献血活動 等</p> 	<p>200円/1人1日につき</p> <p>※1日未満の端数がある場合、1日として計算する。</p>
<p>【業としての写真又は映画撮影】 職業又は業務としての撮影行為</p> 	<p>200円/1人1日につき</p> <p>※1日未満の端数がある場合、1日として計算する。</p>

○申請が必要な撮影の事例

内容	申請	
	不要	必要
○記念撮影		
・個人のスナップ写真等の撮影	○	
・社内報や会報のための撮影	○	
・撮影を職業とする者による結婚式の前撮り 等		○
○広告、宣伝目的の撮影		
・個人、自社の社員等による撮影	○	
・撮影を職業とする者による撮影		○
○写真集、雑誌等の撮影		○
○映画、ドラマ、CM等の撮影		○
○新聞等、報道機関による撮影	○	
○テレビ番組のための撮影		
・報道を目的とした番組撮影	○	
・それ以外の番組撮影		○

<p>【興行】 観客を集めて、有料で演劇、音楽、映画等を催すもので、鑑賞等を主な目的とした催事</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーカス、コンサート ・演劇鑑賞会、ナイトシアター鑑賞会 等 		<p>10円/1㎡1日につき</p> <p>※1㎡未満の端数がある場合、1㎡に切り上げて計算する。</p>
--	---	--

<p>【競技会】 運動会や各種スポーツ大会 等</p> <p>【展示会、博覧会】 一定のテーマに沿った商品(食品や民芸品を含む)のPRや歴史的資料、美術、工芸作品等を普及するために展示、販売等を行うもの</p>		<p>10円/1㎡1日につき</p> <p>※1㎡未満の端数がある場合、1㎡に切り上げて計算する。</p>
---	---	--

<p>【広告物の表示】 はり紙及びはり札、壁面広告</p>		<p>1,600円/1㎡1日につき</p> <p>※1㎡未満の端数がある場合、1㎡に切り上げて計算する。</p>
---	---	---

(2) 占用許可 ※占用物を設置する場合(テント、ステージ等を設置する場合)

<p>【競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物】</p>	<p>72 円/1㎡1日につき</p>
<p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やぐらを設置する盆踊り ・屋外ステージを設置する音楽フェス 等 	<p>※1㎡未満の端数がある場合、又は全面積が1㎡未満のときは1㎡として計算する。 1m未満の端数がある場合、又は全長が1m未満のときは1mとして計算する。</p>



○仮設工作物の定義

設置したものが容易に移動できず、動かす際に人力のみでは容易に移動ができないもの。
※クレーンや台車等を使わず、人力でのみ動かすことができるものは仮設工作物ではない。

○仮設工作物の例

<p>仮設工作物</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・やぐら ・屋外ステージ ・大型テント ・大型エアー遊具 ・仮設トイレ 等 			
<p>仮設工作物ではないもの</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー ・仮設テント ・机 ・露店 ・椅子 等 			

(3)設備使用料

イベント等の開催に伴い、公園内の電源や水道を使用する際、通常想定される使用を超えるような利用を行う時は、光熱水費をご負担いただく場合があります。

○請求の対象となる例

- ・分電盤等から電源を取る場合
- ・簡易的なプールを設置する場合
- ・大規模な調理のために大量の水を使用する場合 等

○請求の対象とならない例(通常使用の範囲)

- ・水飲み場、トイレの利用
- ・砂ぼこり防止のための簡易的な散水 等

10 都市公園におけるドローン等の利用

都市公園内において、ドローン等(※)を飛行させることは、他の公園利用者の公園利用の妨げになったり、接触や落下等により他の公園利用者に危害を及ぼす、また、公園施設等に損傷を与える等、公園の利用や管理に支障をきたす恐れがあることから、原則として禁止します。なお、ドローン等に含まれない重量 100g未滿のものも同様の取扱いとします。

ただし、本町の都市公園条例第 2 条第 1 項に規定する、「業として写真又は映画を撮影すること。」「競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」等に該当する場合には、同条に基づく許可を受けた上でドローン等を飛行させることは可能です。

※ドローン等とは、航空法上の無人航空機(重量 100g未滿のものを除く)と同義とする。

○ドローン等の飛行計画等の確認

1 行為許可申請

許可の申請は、菊陽町都市公園条例第2条による行為許可申請書(別記様式第2号)により行い、様式集のうち「飛行計画等確認書」、「操縦技能確認書」、「無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書」を添付すること。

2 様式の記載等について

様式の記載方法及び確認事項は次のとおりです。

(1)飛行計画確認書について

①申請書

法人名、代表者名、住所及び連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載し、責任の所在

を明らかにすること。

②飛行の目的

飛行の目的を分かりやすく簡潔に記載すること。

③操縦者

操縦者の氏名や飛行経験等を「操縦技能確認書」に記載すること。

④機材の安全性

機材の種類等を「無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書」に記載すること。

また、飛行可能時間についても記載すること。

⑤飛行の安全性

公園利用者に支障のないよう離発着場所や飛行経路は事前に確認し、飛行経路は、やむを得ない場合を除き樹木や池の上等第三者がいない場所を飛行させること。

なお、離発着場所や飛行経路を記載した図面を添付すること。

⑥安全確保対策

不測の事態に備え、安全確保できるよう操縦者とは別に人員を配置すること。

⑦事故発生時の対応

非常時の対応及び連絡体制をあらかじめ整えておくこと。その連絡先(携帯電話番号等)を記載した体制図を添付すること。

また、第三者賠償責任保険に加入していること。

(2)操縦技能確認書について

操縦技能確認書の作成にあたっては、操縦者を監督する者が、この操縦者が基準に適合しているかを確認し、当該確認書を作成のうえ、押印すること。

①操縦者氏名

操縦者氏名を記載すること。

②飛行経験

10時間以上の飛行経験を有すること。

③知識

次の知識を有すること。

ア 航空法関係法令に関する知識を有すること。

イ 安全飛行に関する知識を有すること。

a 飛行ルール(飛行禁止空域、飛行の方法)

b 気象に関する知識

c 無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能等)

d 取扱説明書に記載された日常点検項目

e 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目

④技能

次の技能を有すること。

ア 飛行前に次に掲げる確認が行えること。

- a 周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象等)
- b 燃料又はバッテリーの残量確認
- c 通信系統及び推進系統の動作確認

イ 遠隔操作により飛行させることができる無人航空機を操縦する者は、アの技能に加えて、GPSによる位置の安定機能を使用することなく、次の技能を有すること。

- a 安定した離陸及び着陸ができること。
- b 安定して次に掲げる空中操作ができること
 - (a)上昇
 - (b)一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼機)
 - (c)ホバリング状態から機首の方向を90度回転(回転翼機)
 - (d)前後移動
 - (e)水平方向の飛行(左右移動又は左右旋回)
 - (f)下降

ウ 自動操縦により飛行させることができる無人航空機を操縦する者は、アの技能に加えて、次に掲げる技能を有すること。

- a 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。
- b 自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。

(3)無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書について

以下の基準に適合しているかどうか操縦者を監督する者が確認し、当該確認書を作成のうえ、押印すること。

- ①飛行させる無人航空機の製造社名等を記入し、同じ種類の機体が国土交通省航空局のホームページに掲載されているか確認すること。
- ②航空局のホームページに掲載されているものと同じ種類の場合、改造の有無及びメーカー指定の点検の有無を確認すること。
- ③航空局のホームページに掲載されていない機体やホームページに掲載されている機体を改造している場合、又は指定の点検を行っていない場合は、次の事項を確認すること。

ア 一般的事項

- a 鋭利な突起物のない構造であること。
- b 無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。
- c 無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。

イ 遠隔操作の機体

- a 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。
- b 特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、水平飛行、ホバリング(回転翼機)、下降)ができること。
- c 緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。
- d 操縦装置は、操作誤りの恐れが、できる限り少ないようにしたものであること。
- e 操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。

ウ 自動操縦の機体

- a 自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。
- b 自動操縦システムにより、安定した飛行(上昇、水平飛行、ホバリング(回転翼機)、下降)ができること。
- c あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において無人航空機を飛行させる機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計になっていること。

3 安全確保対策

次の事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

- (1)原則として第三者の上空で無人航空機を飛行させないこと。
- (2)飛行前に、気象(仕様で設定された飛行可能な風速等)、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。
- (3)取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生する等、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止させること。
- (4)酒精飲料等の影響により正常な操縦ができない恐れがある間は、操縦を行わないこと。
- (5)運行上の必要がない低空飛行、高調音を発する飛行、急降下等、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。

4 その他

無人航空機の飛行を伴う写真や映像撮影の実施当日は、公園管理者(指定管理者)において、「飛行計画等確認書」、「操縦技能確認書」、「無人航空機の機能・性能に関する基準への適合確認書」の項目等を確認し、可能な限り試験飛行を行うこと。

11 法令関係資料

○都市公園法(一部抜粋)

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占有の目的、占有の期間、占有の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占有の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(1)電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2)水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3)通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(4)郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

(5)非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物

(6)競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(7)前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第八条 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(国の行う都市公園の占有の特例)

第九条 国の行う事業のため、第七条第一項各号に掲げる工作物その他の物件若しくは施設又は同条第二項に規定する社会福祉施設を設けて都市公園を占有する場合には、国と公園管理者との協議が成立することをもつて第六条第一項又は第三項の許可があつたものとみなす。

(原状回復)

第十条 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

○菊陽町都市公園条例(一部抜粋)

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 広告物を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、第1項各号又は前項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (8) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(使用料)

第 9 条 法第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、別表第 1 に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 2 に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 第 2 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 3 に掲げる使用料を納付しなければならない。

4 第 5 条の 2 の許可を受けた者は、別表第 4 に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 14 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

別表第 1(第 9 条関係)

区分	単位	金額
公園を設置する場合	1平方メートル1年につき	240円
自動販売機	1台1年につき	売上額に 100 分の 10 を乗じて 得た金額
公園を管理する場合	1平方メートル1年につき	6,600円
自動販売機	1台1年につき	売上額に 100 分の 10 を乗じて 得た金額

備考

- 1 使用料算定の基礎となる面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき又はその全面積が 1 平方メートル未満であるときは、その端数又はその全面積は、1 平方メートルとして計算する。
- 2 使用期間に 1 年未満の端数があるとき又は全使用期間が 1 年未満のときは、月割をもって計算する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。
- 3 公園施設を設置又は管理するときは、電気、水道等は許可を受けた者が別途引き込むものとする。ただし、別途引き込むことが困難であり、当該公園の設備を利用するときは、菊陽町行政財産使用料徴収条例(平成 16 年菊陽町条例第 1 号)の例により加算金を徴収する。

別表第 2(第 9 条関係)

占用物件の種類			使用料	
			単位	金額
電柱類	本柱	第 1 種	1 本 1 年につき	1,400円
		第 2 種		2,200円
		第 3 種		3,000円
	支線、支柱その他これに類するもの			1,400円
	電話柱(電気通信事業法施行令第 2 条の規定の例により算定した額)			
共架電線その他これらに類するもの			1メートル1年につき	13円
地下電線その他地下に設けるもの				7円
変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの			1平方メートル1年につき	2,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			1メートル1年につき	670円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			1平方メートル1日につき	72円
標識			1本1年につき	1,600円
橋並びに道路で高架のもの			1平方メートル1年につき	2,000円
工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料置場			1月につき	720円
その他の占用物件			1平方メートル1月につき	720円

備考

- 1 電柱類のうち、第 1 種とは本柱(当該本柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該本柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種とは本柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種とは、本柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 共架電線とは、本柱を設置する者以外の者が当該本柱に設置する電線をいう。
- 3 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 年未満であるとき、又は当該占用の期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、当該占用の期間に 1 年未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又は当該占用の期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 5 使用料算定の基礎となる面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき、又はその全面積が 1 平方メートル未満であるときは 1 平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる長さに 1 メートル未満の端数があるとき、又はその全長が 1 メートル未満であるときはこれを 1 メートルとして計算する。

別表第3(第9条関係)

行為の種類	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1人1日につき	200円
業としての写真又は映画撮影	1人1日につき	200円
興行	1平方メートル 1日につき	10円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1平方メートル 1日につき	10円
広告物の表示	1平方メートル 1日につき	1,600円

備考

- 1 使用期間に1日未満の端数がある場合は、1日として計算する。
- 2 面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、1平方メートルに切り上げて使用料を計算する。

12 菊陽町都市公園一覧表

別表1(第2条関係)

菊陽町都市公園名

令和7年3月13日時点

番号	区分	公園名	所在地		
			町又は大字	字	地番
1	街区	南方公園	原水	南方	633-2
2	//	新山公園	新山一丁目		3190-5、-271、-959、 -960
3	//	宮の上東公園	津久礼	宮ノ上	349-36
4	//	杉並台南公園	杉並台二丁目		3190-145の一部
5	//	宮の上西公園	津久礼	宮ノ上	309-43
6	//	南八久保つつじ公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3870-5、-64
7	//	青葉台南公園	津久礼	今石	1977-79
8	//	青葉台西公園	津久礼	今石	1977-11、-12の一部、 -95、-98
9	//	青葉台東公園	津久礼	石坂	2268-174
10	//	武蔵ヶ丘北公園	武蔵ヶ丘二丁目		3600-17

11	//	二町内西区公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3943—16
12	//	向陽台公園	向陽台		4209—18
13	//	久保公園	津久礼	久保	2726—21
14	//	東ヶ丘公園	津久礼	石坂	2098—132 の一部
15	//	村の上公園	津久礼	村ノ上	129—36
16	//	武蔵ヶ丘東公園	武蔵ヶ丘一丁目		3600—162
17	近隣	なかよし公園	久保田	中岡	913—2
18	街区	新成ともだち公園	津久礼	下沖野	3056—8
19	//	中央公園	久保田	下原	2804
20	//	杉の本公園	津久礼	杉ノ本	3770—8
21	//	仲山公園	沖野四丁目		5900—318
22	//	南八久保さくら公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3896—37、3899
23	//	新山北公園	新山三丁目		3190—599
24	//	東ヶ丘南公園	津久礼	石坂	2091—12
25	//	向陽台北公園	向陽台		4220—4
26	//	南方東公園	原水	南方	634
27	//	北八久保西公園	武蔵ヶ丘北三丁目		4030—30
28	//	下沖野西公園	津久礼	下沖野	3000—15
29	//	新山西公園	杉並台二丁目		3190—655
30	//	八久保西公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3865—11
31	//	下原東公園	久保田	下原	2736—19
32	//	杉並台東公園	杉並台一丁目		3190—866
33	//	仲山東公園	沖野四丁目		5900—451
34	//	青葉台北公園	津久礼	石坂	2268—6、—190、—194
35	//	青葉台しらゆり公園	津久礼	今石	1977—10

36	//	北八久保北公園	武蔵ヶ丘北三丁目		4021—4、—19、4025—9
37	//	南八久保コスモス公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3877—39の一部、—40、—41、—47
38	近隣	ふれあいの森公園	原水	小平ノ上	4642—16、4652—12、—13、—14、—15、—16の一部、—23、—24、—26、—29、—50、—51、—74、—75、—173及びこれらの区域に隣接介在する法定外公共物の一部
39	街区	八久保1号公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3877—79
40	//	境の松東公園	津久礼	下沖野	3047—13の一部、—17の一部、—20の一部、—21の一部、—28、—31の一部、
41	//	花立東公園	花立一丁目		4119—27
42	//	花立西公園	花立三丁目		4227—15
43	//	宮ノ下公園	津久礼	宮ノ下	792—27
44	//	仲山北公園	沖野四丁目		5900—527
45	//	下沖野南公園	津久礼	下沖野	3053—5
46	//	下沖野北公園	新山一丁目		3008—14
47	//	北新山南公園	新山三丁目		3190—268、—978
48	//	花立ひまわり公園	花立一丁目		4130—10、—18、—26
49	//	北沖野公園	沖野三丁目		5800—234
50	//	八久保たんぽぽ公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3877—85
51	//	新山西2号公園	新山二丁目		3190—1055
52	//	下原南公園	久保田	下原	2793
53	//	下原北公園	久保田	下原	2819
54	//	緑ヶ丘北公園	原水	南上原	1134
55	//	緑ヶ丘公園	津久礼	宮ノ上	161

56	//	緑陽台公園	原水	南上原	1172
57	//	緑陽台東公園	原水	南上原	1143-1、-2、-3
58	//	南八久保ひまわり公園	武蔵ヶ丘北一丁目		3901-20
59	//	花立コスモス公園	花立一丁目		4153-19
60	//	新山あじさい公園	新山二丁目		3190-1073
61	//	花立さくら公園	花立一丁目		4157-14、4159-10
62	総合	菊陽杉並木公園	津久礼	上沖野	2831-1の一部、-2、-3の一部、2835-1、-2、-3、2836-1、-2、-3、2837-2、-5の一部、-6の一部、-7の一部、-8、-9、-10、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、2838-1、-2、-3、-4、-5、-6、-7、-8、-9、-10、-11、-12、-13、-14、-15、-16、-17、-18、-19、-20、-21、-22、-23、-24、2839、2840、2841、2842、2843、2844、2845、2846、2847-1、-2、-3、2848-1、-2、2849-1、-2、2850-1、2851-1、2891-1、2900-5、2900-7及びこれらの区域に隣接介在する法定外公共物の一部
			原水	北下原	1438-1、-3、-4、1453-3、1454-1、1455-1、1457-3、-4、1458、1459-2、-3、

				1460—2、1460—3、 1468—1、—3、1469—4、 —8 及びこれらの区域に隣接介 在する法定外公共物の一部
		原水	上中野	5304—1、—2、—3、5306、 5307、5308—1、—2、 5309、5310、5311、 5312—1、—2、—3、—6、 5314—2、5315—3、 5316—1、5317—1、—2、 5318、5319、5320—1、 —2、5321、5322、 5323—1、—2、5324—1、 —2、5325—1、—2、—3、 —4、—5、—6、5326—1、 5327—1、5328—1、5329、 5330、5331—1、—4、 5332、5333、5334、 5335、5336、5337、 5338、5339、5340—1、 —2、5341、5342、5343、 5344、5345—3、5347、 5348—1、—2 の一部、 5349—3、5352—3 の一部、 5354—3、5355—1 の一部、 —6 の一部、5356—1、 5357—4、—5、5359—2、 5360—3、5362—4、 5363—1、5364—1、—3、 —4、—5、—6、5365—6 の一 部、—8、—9、—10、—11、 —12、—13、—15、—20、 —21、—22、—23、 5386—1、—2、5387—1、 —3、5388—1、—6、 5390—3、5392—1 の一部、

					5393の一部、5394—1、 —2、—3、—4、—6、 5396—1、5398—1の一部、 —2の一部、5399—3の一部、 5406—1の一部、—2の一部、 5407の一部、5416、 5422—1、5423—1、 5424—1、—5及びこれらの区 域に隣接介在する法定外公共物 の一部
63	街区	白水公園	馬場楠	迫	456—1、2の一部、457の一 部
				屋敷	454—1、—4
64	//	下原中央公園	久保田	下原	2714—3
65	//	柳南公園	原水	東ノ前	2715—7
66	近隣	セミコンテクノパ ーク中央公園	原水	下大谷	4000—25
67	街区	境の松南公園	津久礼	石坂	2185—33
68	//	東ヶ丘東公園	津久礼	石坂	2098—146、2113—26、 —30
69	//	花立すみれ公園	花立一丁目		4153—44
70	//	光の森みどり公 園	光の森一丁目		5—8
71	//	光の森花壇公園	光の森五丁目		16—8
72	//	光の森いろどり 公園	光の森二丁目		19—1
73	//	新成公園	津久礼	下沖野	3066、3067
74	近隣	ひかりのもり公 園	光の森七丁目		15—1、15—2、15—3
75	//	ひばりヶ丘公園	津久礼	宮ノ上	151
76	街区	三里木北公園	津久礼	下沖野	2965—8、2966—2、 2967—2、2978—2、—17、 —22、—25

77	//	花立北公園	花立三丁目		4279—8
78	//	花立みどり公園	花立一丁目		4103—19
79	//	青葉台なかよし 花公園	津久礼	今石	1982—12、1982—19
80	近隣	まなびの公園	光の森四丁目		7—1
81	街区	であいの公園	光の森六丁目		9—4、9—5、9—6
82	//	であいのみち公 園	光の森六丁目		112、117
			光の森七丁目		116
83	//	三里木北ともだ ち公園	原水	南沖野	5662—2
84	//	花立中公園	花立一丁目		4145—3
85	//	北沖野南公園	沖野三丁目		5800—287
86	//	光の森ふれあい 公園	光の森四丁目		6—3、6—4
87 削除					
88	街区	原水工業団地東 公園	原水	上大谷	3802—1の一部
89	//	上津久礼ともだ ち公園	津久礼	宮ノ上	380—14
90	//	原水駅北公園	原水	下八町	2137の一部
91	//	鼻ぐり井手公園	曲手	西鶴	201—1、—2、—3、—4、—5 及 びこれらの区域に隣接介在する 法定外公共物の一部
				山ノ上	417—5、—6、—8、—9、 —10、—11、—17、418—1、 419—1、—3、420—1、—3、 431—2の一部、433—1、 435—1、—2、436—1、 437—1、—2、—3、439—1、 —2、440—1、441—1、—4、 442—1、—4、443—1、 456—1、—2、—3、465—2、

					466—1、467—1、468 及びこれらの区域に隣接介在する法定外公共物の一部
			辛川	妙見	1349—1
92	//	柳水湧水公園	原水	井手上	4308—4、—5、4312—2、4322—5、—8、4323—3、—4、—6 の一部、4325、4326—7、—8、4327—1、4328—3、4331—2、4332—7 及びこれらの区域に隣接介在する法定外公共物の一部
93	//	北沖野ともだち公園	沖野三丁目		5800—345
94	//	北沖野コアラ公園	沖野三丁目		5800—362
95	//	にじの森公園	武蔵ヶ丘北二丁目		4103—198
96	//	下原東第二公園	久保田	中原	2955—6
97	//	北新山東公園	新山三丁目		3190—1192、—1234、—1246、—1253
98	//	北沖野イルカ公園	沖野二丁目		5759—20、—25
99	//	緑陽台北公園	原水	南受	1042—23
100	//	新山中央公園	新山一丁目		3190—1396、—1408
101	//	光団地公園	原水	下原	851—2
102	//	光団地南公園	原水	下原	840—35
103	//	川久保公園	久保田	川久保	2013—5
104	//	新成西公園	津久礼	下沖野	3041—2、—3
105	//	杉並台東ポニー公園	杉並台一丁目		3190—1294
106	//	花立あやめ公園	花立一丁目		4139—8、—11

107	//	杉の本北公園	津久礼	杉ノ本	3737—40
108	//	北新山公園	新山三丁目		3190—674、—676、 —1267、3224—37
109	//	花立パンダ公園	花立二丁目		4187—3
110	//	あさひヶ丘西公園	津久礼	駄飼代	2645の一部、2646—1の一部
111	//	八久保中央公園	武蔵ヶ丘北三丁目		3986—17
112	//	中ノ割公園	原水	柳水	2537—5
113	//	駅前東公園	原水	向原	924—16
114	//	光団地西公園	原水	下前原	843—13
115	//	宮ノ下南公園	津久礼	宮ノ下	777—4
116	//	沖野公園	沖野二丁目		5761—15
117	//	新町東公園	原水	新町	1581—6
118	//	東部ひばり公園	久保田	前田	1312—6
119	//	駅前中公園	原水	向原	965—1
120	//	杉ノ本中央公園	津久礼	杉ノ本	3743—30、3744—31
121	//	駅前西公園	原水	向原	1009—10
122	//	光団地北公園	原水	下原	900—4
123	//	駅前北公園	原水	向原	1013—7
124	//	曲手東公園	曲手	八反畑	308—4
125	//	東原公園	原水	東原	54—9、—11、—16、67—2
126	//	下原令和公園	久保田	下原	2887—10
127	//	十一軒公園	原水	北畠	1945—8、—9、—32
128	//	南方うえ公園	原水	南方上	2837—3
129	//	中尾北公園	原水	中尾	75—9
130	//	新成東公園	津久礼	下沖野	3035—8、3037—9の一部
131	//	花立いこいの公園	花立三丁目		4278—6
132	//	駅前南公園	原水	向原	1015—8

133	//	津久礼ヶ丘公園	津久礼	平ノ上	7—5
134	//	曲手東第二公園	曲手	八反畑	305—6
135	//	新町南公園	原水	新町	1511—32
136	//	中尾南公園	原水	中尾	83—8、83—25
137	//	三里木どんぐり公園	津久礼	廣街道	2419—3
138	//	辛川かみやしき公園	辛川	上屋敷	1224—7